

## 第 25 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 3 月 4 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 38 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (11 人)  
2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、6 番 山中譲、  
7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、  
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (6 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、  
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、  
  
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (3 人) 1 番 小谷健児、5 番 濱口佳史、10 番 敷地智也、  
**【推進委員】** (1 人) 7 番 福井正一

### 5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (3 件)

議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第 4 号 黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動  
計画 (後期計画) の策定について

- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

## 議 長

それでは、時間も来ましたので、早速3月の定例会を始めたいと思いますが。

いよいよ年度末で、自分らの任期もあと1年ということになりましたが、最後の1年間また何かとお世話になりますが、よろしく願いをいたします。

また、季節の変わり目ということで体調も崩しやすい時期ではございますが、農作業もまた田植等の支度等で忙しくなりますが、体には十分気を付けて行動していただきたいと思います。

それでは、早速定例会、始めたいと思います。

今日の欠席者、小谷健児君と濱口君が欠席ということで、敷地智也君はまだ入院ということで欠席。それから、福井さんは連絡が取れんということで、多分欠席じゃないろうかということで4名の欠席でございますが、会の方は成立をしております。

また、今日の議事録署名人ですが、伊芸精一さんと福留康弘さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請について3件出ておりますが、2件目と3件目は一括して行いたいと思います。

それで、1件目につきましては平野さんが当人でございますので、1件目は退席をお願いしたいと思います。

それでは、農地法第3条許可申請1番、事務局よりお願いします。

## 事務局

それでは、議案書の1ページ目をお開きください。

議案第1号、農地法の第3条が今回3件出てきております。

まず1件目、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町伊田字平野1294番、田145平米。同じく、字平野1300番、田191平米。

理由としましては、所有権移転の売買となっております。

資料、2ページ以降をご覧ください。

今回の申請地につきましては、伊田の郷地区になります。郷から奥のクロノセの方へ入って、鉄道を超えてまだ奥の所になります。

3ページ、住宅地図です。

4ページは、航空写真での詳細図となっております。もうほぼ、伊田の郷地区の奥の田となっております。

5ページが公図。

6・7ページが、現況の写真となっております。

実際、この田につきましては、もともと今までは〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから作ってくれと頼まれてずっと本人、〇〇〇〇さんがずっとたたいてお米を作っていたところで、今回、売買でのもう所有権移転という話になったということです。

それでは、最後に 8 ページ、調査書の説明をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作に従事する状況等からして、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としましては、本人および奥さんとなっております。

所有機械につきましては、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台となっております。

続いて、第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人としましては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号の農作業の常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきましては、年間 250 日ということになっております。

第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、耕作の事業に供すべき農地が黒潮町の下限面積 30a を超えるということで、今回の取得分を含めて 1 万 2,832.94 平米、128.3294a ということで、下限面積を割ることはありません。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当はしません。

最後に、第 2 項の第 7 号の地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き水稻の栽培を予定するため、周辺農地への影響ないと考えます。

こちらにつきましては農用地区域外となっております。利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で何か補足説明があれば。

〇〇委員

事務局の方からあったように、〇〇〇〇さんは定年退職して伊田に帰ってきて、全然農業をやっていないので〇〇〇〇さんが作っていた申請地域。そして申請地域には別の人が作りよったがですけど、もうそこも一緒に買うてくれないかということで買うようにしたそうです。

この申請地の隣の 1293 の〇〇〇〇さん、で申請地域、その隣の 1295、その隣の 1296、1297-2、ここも〇〇〇〇さんが今作っているそうなので、そこと一緒にそこから辺一带を〇〇〇〇さんが作っても別に問題ないと思います。

以上です。

## 議 長

今、担当委員さんの方でも詳しい説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手を願います。

何かありませんかね。特に問題はないように思いますけど。

いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、3 条許可申請の 1 番につきまして承認をされます方は、挙手を願います。

挙手全員です。

3 条許可申請 1 番につきましては承認をされました。

続きまして、第 3 条許可申請の 2 番と 3 番は同一人物ということでございますので、一括して行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法の第 3 条の 2 番・3 番を一括で説明をさせていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地につきましては、黒潮町下田の口字五反田 600 番 1、田 208 平米。同じく、字五反田 601 番 1、田 45 平米。同じく、字五反田 581 番 1、田 161 平米。

理由としましては、こちらも売買による所有権移転となっております。

資料は、9 ページ以降をご覧ください。

9 ページに航空写真での位置図を表示しております。航空写真が古いものなので、現在は今回の申請地の横を新しい県道が通っております。

10 ページの住宅地図で、私の方がちょっとフリーハンドで県道を現況の、こういった形で法線が通っているということで書いております。ちょうど住宅と県道の間、残った農地の部分での売買となっております。

11 ページが詳細図となっております。

12 ページが公図となっております、13 ページが現況の 3 筆の写真となっております。住宅と県道との間の所になります。

それでは 14 ページ、調査書を説明させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第2項第1号、全部効率の利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作に従事する状況等からして、農作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるの見込まれるということで。

農作業従事者としましては、本人とお父さんということになっております。

所有機械は、管理機1台、軽トラック1台。

第2項第2号の農業生産法人以外の法人としては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第2項第3号の信託につきましても、適用はありません。

第2項第4号の農作業の常時従事としましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間200日ということになっております。

続いて、第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めて1万1,520.91平米、115.2091aということで、下限面積は割っておりません。

第2項の第6号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

最後に、第2項の第7号の地域調和につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定するため、周辺農地への影響ないと考えます。

続いて、15ページをお開きください。

2件目の調査書ですが、先ほどとほぼ同じになりますので省略をほぼさせていただきますが、違う所だけ説明をさせていただきます。

譲受人は〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇さん。

第2項第1号につきましても、先ほどとは変わりません。

上から5番目、第2項の第5号の下限面積につきましては、譲受人の面積が、先ほどから今回の農地1筆分を含めますので1万1,68.91平米ということで約117aになるということで、下限面積を割ることはありません。

以上で事務局からの説明を終了したいと思います。補足で。

こちらにつきましては農用地区域外となっております。利用権の設定もございません。

以上です。

議 長

今、事務局の方より説明が終わりました。

担当委員さんの方で何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員

今回、〇〇〇〇さんの方に話を聞くことができました。

もともと〇〇〇〇さんのお兄さんの所有だったそうですが、亡くなったので弟の〇〇〇〇さんが継ぐそうです。それで、県道を新しく田野浦線を造るときに買収された農地の残地だそうです。

〇〇〇〇さん本人は農業をやっていないので草刈り等の管理がちょっときついで、〇〇〇〇さんの方に相談して買収をお願いしたそうです。

以上です。

議 長

今、〇〇さんからも補足説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

これは田んぼになっちゃったけど、田ではもうないわね？

事務局

はい、現地確認しましたが、もう水をためる機能がどうもないですね。

議 長

田としては機能せんけど果樹を植えるいうて書いちょうけど、ほんまに植えるがやろうかね。

事務局

恐らくレモンを、路地でやられるとは思いますがね。

議 長

何か、意見ありませんかね。

(質疑等なし)

特にならなければ、承認を受けたいと思います。

農地法第3条許可申請、2・3番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。

2・3番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請につきまして1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請が1件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地につきましては、黒潮町灘字劔山665番1、宅地125.61平米。同じく、字劔山665番2、宅地59.50平米。同じく、字劔山666番イ、宅地135.53平米。同じく、字劔山666番ロ、宅地13.22平米となっております。

ちなみに、こちらの地目が全て宅地となっておりますが、現況判断というところがありまして、畑で現在使われておるということで課税の方が、固定資産の課税が畑農地として課税されているということで転用の手続きとなっております。

理由につきましては、自宅兼事務所を新築したいためということです。

16ページ以降をご覧ください。

16ページに、航空写真で灘の地区を表示しております。灘の集会所の横、たこ焼き屋さんから西灘地区、井ノ谷の方へ入った住宅と住宅の間の宅地の部分となっております。

17ページが住宅地図。

18ページが詳細図となっております。家と家との間の宅地となっております。

19ページが公図。

20ページが土地利用計画図となっております。予定では、平家の自宅兼事務所ということになっております。

最後に、21ページが現況の写真となっております。

ちなみに、こちらが農用地の区域につきましては灘地区自体は区域に入っておりませんので、区域の外となっております。もともと宅地ですので、利用権の設定もございません。

あと、土地利用計画につきましては、駐車場が夫婦所有2台と来客用2台の、計4台分を予定しております。

排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由後、東側、町道側溝へ排水します。

雨水は、同じく東側の町道の側溝へ排水し、敷地内につきましては自然浸透ということになっております。

続いて、資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

同意につきましては、周辺に農地がございませんので不要ということになっております。

農地区分につきましては、第2種農地のその他の農地ということになっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の説明が終わりました。  
担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

事務局から説明してもらった以上のことはありません。  
地目が宅地になっているので、別に問題ないと思います。  
以上です。

議 長

今、担当委員さんの方からも、もともと宅地の所なので問題ないということでご  
ざいますが。

この件につきまして、何か質疑・質問ある方は挙手願います。  
これは誰が作りよったが、この畑は。〇〇〇〇さん？

事務局

いえ、恐らく、直接自分も聞き取りはしてないんですけども、地元の方が作ら  
れていると思います。

議 長

これは、〇〇〇〇さんに借って作りよったが？

事務局

そうですね。

議 長

そこらあたりの話は付いちょうがやね。

事務局

そうですね、はい。

議 長

何かありませんかね。ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。  
5条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。  
挙手全員です。



第5条許可申請につきましては承認をされました。

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、いつもの別冊の資料をお手元にご準備をお願いします。

表紙をめくりまして、議案第3号の整理表を説明させていただきます。

整理ナンバー2-136（大方 2-136）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、高知県農業公社。

設定期間につきましては、令和3年3月5日から令和18年3月4日までとなっております。15年間の設定期間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、入野字山手7480番、現況が農用地区域内の田となっております。

面積につきましては2,314平米。反当たり〇〇〇〇の契約の、作物がキュウリの予定となっております。

公社と〇〇〇〇さんの設定後に、公社と〇〇〇〇君と利用権設定を予定しております。

続いて、2-137（大方 2-137）、〇〇〇〇さん。借受人が、〇〇〇〇となっております。

こちらにつきましても、先ほどと同じく令和3年から3月5日の、15年設定の令和18年の3月4日までとなっております。

利用権の設定する土地につきましては、浮鞭字新田3974番、農用地区域内の田となっております。

反当たり〇〇〇〇の、作物がレモンとなっております。

こちらにつきましては、〇〇〇〇と設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定する予定となっております。

続いて、2-138（大方 2-138）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は、同じく県農業公社となっております。

設定期間につきましては、この利用権の方は令和3年から3月5日から令和13年の3月4日までの10年間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、浮鞭字社4089番、農用地区域内の田となっております。

こちらにつきましては、反当たり〇〇〇〇による、作物がブロッコリーとなっております。

こちらも、〇〇〇〇と設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定する予定となっております。

続いて、2-139 (大方 2-139)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。  
設定期間につきましては、令和 3 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 5 年間の設定となっております。

利用権の設定する土地に関しましては、加持字三島 4825 番、農用地区域内の田となっております。

こちらにつきましては、反当たり〇〇〇〇の、作物がキュウリとなっております。

続いて、2 ページをご覧ください。

2-140 (大方 2-140)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 3 年 1 月 8 日から令和 8 年 1 月 7 日までの 5 年間の設定となっております。

設定する土地につきましては、加持字三島 4801 番、農用地区域内の田となっております。

こちらにつきましては反当たり〇〇〇〇による、作物はキュウリとなっております。

続いて、2-141 (大方 2-141)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

こちらにつきましては、設定期間が全て令和 3 年 3 月 5 日から令和 8 年 3 月 4 日までの 5 年間となっております。

利用権の設定する土地につきましては、入野字霜月田の 527 番、528 番、529 番、530 番-1。527 の方は田、528・529 は畑となっております。最後に、530-1 につきましては田となっております。

こちらにつきましては〇〇〇〇となっております。作物はキュウリとなっております。

続いて、2-142 (大方 2-142)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人が、〇〇〇〇さん。

こちらの土地につきましては、令和 3 年 3 月 5 日から令和 8 年 3 月 4 日までの 5 年間。

土地につきましては、入野字新明の 7398 番、農用地区域内の田となっております。こちらにつきましては、反当たり〇〇〇〇による、作物がキュウリとなっております。

続いて、2-143 (大方 2-143)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は同じく、〇〇〇〇さん。

こちらも、先ほどと同様の設定期間となっております。

場所につきましては、入野字新明 7399 番、農用地区域内の田となっております。賃貸借による〇〇〇〇反当たり先ほど同様となっております。作物もキュウリとなっております。

続いて、2-144 (大方 2-144)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は同じく、〇〇

〇〇さん。

設定期間は、先ほどと同様となっております。

場所につきましては、入野字上風深 3169 番 1、こちらにつきましては田となっております。

こちらにつきましては、先ほどと同様、反当たり〇〇〇〇による、作物がキュウリとなっております。

続いて、2-145 (大方 2-145)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は、先ほどと同様に〇〇〇〇さんとなっております。

設定期間についても同様となっております。

場所は、入野字上風深 3170-1、田となっております。

こちらも、反当たり〇〇〇〇の、作物がキュウリとなっております。

続いて、3 ページをご覧ください。

2-146 (大方 2-146)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間が、令和 3 年 3 月 5 日から令和 18 年 3 月 4 日までの 15 年間の設定期間となっております。

設定する土地につきましては、加持字三島 4748 番、農用地区域内の田となっております。

反当たりにつきましては、〇〇〇〇で、作物がキュウリとなっております。

続いて、2-147 (大方 2-147)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は、〇〇〇〇さんとなっております。

設定期間につきましては、令和 3 年 3 月 5 日から令和 13 年 3 月 4 日までの 10 年間となっております。

設定する土地につきましては、出口字カタキカ谷 788 番、農用地区域内の畑となっております。

こちらにつきましては、反当たり〇〇〇〇による、作物が果樹となっております。

最後に、2-148 (大方 2-148)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 3 年 3 月 5 日から令和 8 年 3 月 4 日までの 5 年間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、下田の口字岩合代の 2909 番、農用地区域内の田となっております。

こちらにつきましては、反当たり〇〇〇〇による、作物がキュウリとなっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありましたが、何かこの件につきまして質問・質疑あ

る方は挙手をお願いします。

〇〇委員

この〇〇〇〇さん、これ賃になっちゃおうけど、この10年ぐらい作りようがやけど何で賃になっちゃおうが？

それと、この〇〇〇〇さん。これもかなり、7、8年ぐらいになると思うけど。

事務局

そしたら、まず、〇〇〇〇さんですが。

利用権の設定が今までしてなかったのが、今回、利用権が。もともとは口約束というかそれで作りよったので、今回利用権の設定としてはもう新規扱いで、新とさせていただきます。

〇〇〇〇さんも、もう何年も前に利用権の設定切れてそのままの状態になっておりましたので、もう間の年数がかなりたってましたので今回も新規設定。でも、もともとはもう、〇〇委員もおっしゃってましたけど、もともとカリ作ってましたんで、ちょっと年数がたってるということで、再設定よりも新規扱いの設定にさせてもらってます。

議 長

いいですかね。

ほかに、何かありませんかね。

この〇〇〇〇さんいうがは、今までずっと作りよったがやないが？みだしちょうが、前のハウスを？

(〇〇委員とのやりとり)

この今の〇〇〇〇〇〇〇〇のがは、これは〇〇〇〇になっちゃおうけど、前からずっとキュウリ作りようがやけんど、これはどういう関係なが？

(議場から「兄弟」との発言あり)

兄弟？お姉さんになるが、〇〇〇〇の？そうか、そういうことか。はいはい、分かりました。

何かありませんかね。いいですかね。

(質疑等なし)

特になければ、承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第3号につきましても承認をされました。

それでは議案第4号、黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主

行動計画（後期計画）の策定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、もうしばらくお付き合いをお願いします。

最後になります議案第4号ですが、農業委員会の通常の農地に関することではございませんので、また事務局から説明を今からさせていただきます。

タイトルのとおり、黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の後期計画の策定ということで、実はこれ黒潮町の職員に関係する、町長部局、あと教育委員会、農業委員会とか選挙管理委員会。全て町に関する所で、今回、もともとこの行動計画、前期計画の5カ年が平成28年から今月いっぱいまでの5カ年で計画があるのを、今度また後期計画ということで、もう町の町長部局全部をまとめて計画の策定に農業委員会の方でも諮ってくださいということで、このたび議案の方に入れさせていただきました。

計画の趣旨につけましては、もう特定事業主の女性の活躍に関する状況について状況把握と課題分析。こちらはもう総務課の方の担当の方での所管になりますけれども、全ての職員がその個性と能力を十分に発揮でき、生き生きと活躍できる職場の実現を目指し、女性職員の活躍推進に向けて取り組みの方向を明らかにするとともに、実効性の高い取り組みを促すために作成するものですということで、担当の方の職員さんから補足資料の説明資料も、私も今棒読みですけれども説明をさせていただきました。

今回計画期間、後期計画が令和3年の来月4月1日からの5カ年で、令和8年3月31日までの5年間となっております。

いったん内容としましては、事務局からは以上です。

特に農業委員会の方で影響というか、すごく関連するかといえば、さほどそこまではないかなとは思いますが、このたび町に関する組織ということで一括で、一緒に計画の中に参画をしていくということでの議案の提出とさせていただいております。

事務局からは以上です。

議 長

今、説明がありましたが、何か妙に、分かったような分からんようなのですが。何か質問はありませんかね。

（議場から何事か発言あり）

事務局

もう、おっしゃるとおりです。

農業委員会で、皆さんも町の特別職員にはなるんですけど、もうこういった年給とか残業とかということになると、ほんとの純粋な町の職員の方でしか影響はあまりないのかなと思いますので。

一応、資料の 1 ページをめくっていただいたら、ここに町と。議会の方もそうですけれども、この中に農業委員会も一応別組織なので一緒に策定をしましょうということになっておりますので、よろしくお願いします。

議 長

これは町の策定ということで、特に自分らがどうのこうのというあれはないように思いますが。

いいですかね。

(異議なし)

それでは、議案第 4 号につきましては農業委員会の方では承認ということで。

それでは、いったん記録を止めたいと思います。

(午後 2 時 38 分終了)